

平成 30 年 4 月 1 日施行

# 社会教育関係団体の認定に関する手引き

つがる市教育委員会 教育部 社会教育スポーツ課

# 社会教育関係団体

市民のみなさんが学習・文化・スポーツ等の社会教育活動を行うことを通して自己実現を図り、その活動を通してさまざまな交流がすすみ地域文化が向上するよう、つがる市では社会教育活動を行う団体の認定制度を設けています。

## 申請し認定されると

- 認定された団体には、社会教育施設などの使用料の減免制度があります。
- 団体の活動内容や連絡先などの情報は、サークル活動やボランティアを探している市民の方に公開します。

## 1.社会教育関係団体とは

学習・文化・スポーツなど(1) 社会教育に関する事業を行うことを主な目的とし、その活動を地域文化・スポーツの向上につなげ、(2) 自主的な運営をする団体で、自らの活動ばかりでなく、地域の生涯学習の推進に積極的に関わりあう、教育委員会が認定した団体です。

### (1) 社会教育に関する事業

社会教育に関する事業とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

#### 【該当する団体】

- ア 青少年健全育成を目的とする団体
- イ 成人教育に関する団体
- ウ 読書推進、視聴覚教育に関する団体
- エ 体育、運動競技又はレクリエーションに関する団体
- オ 芸術文化に関する団体
- カ 子育てに関する団体
- キ ボランティア活動、地域福祉を目的とする団体

### (2) 自主的な運営

自主的な運動とは、(1)の活動を行おうとする人たちが自発的に団体をつくり、目的、活動内容、組織運営、役員、予算、会費などを会独自で話し合っ活動すすめていくことです。

## 2.認定基準

### (1) 次のいずれにも適合する団体

ア 文化・教育・スポーツ等の活動又はその振興を目的とする団体であること。

イ 活動が継続して行われていること。

※「活動が継続して行われている」とは、1年以上継続して活動していることをいいます。

ウ 規約又は会則に組織及び運営が定められていること。

エ 入会については資格などの要件を必要とせず広く参加を受け入れ、なおかつ、退会が自由であること

オ 構成員の8割以上がつがる市在住・在勤・又は在学であること

カ 構成員が概ね10人以上の団体であること

キ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること

ク 団体の意志を表明する代表者があり、活動の本拠地がつがる市内にあること。

ケ 18歳以下の者が3分の2以上を占める団体は、成人の育成者又は指導者がいること

### (2) 社会教育に関する事業を主たる目的とする団体で、次の行為をしないもの

ア 営利を目的とする活動

イ 特定の政党やその他政治団体等の利害に関すること

ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること

エ 特定の宗教若しくは特定の教派・宗派・教団を支持し、又はこれに反対すること

オ その他公序良俗に反すること

### (3) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体

※このような団体は社会教育関係団体ではありません

(1) 私塾や各種教室のように経営者もしくは講師自らが経理、運営している団体

(2) 会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

### 3.認定申請方法

#### (1) 認定申請の受付場所

つがる市教育委員会教育部 社会教育スポーツ課（生涯学習交流センター松の館内）で受付します。

#### (2) 必要な書類

- ア 社会教育関係団体認定申請書（様式第1号）
- イ 団体の規約又は会則
- ウ 構成員名簿（会員の住所又は勤務先が記載されていること）
- エ 令和4年度の事業計画書及び予算書（見込可）
- オ 令和3年度の事業実績書及び決算書
- カ その他参考となる資料

※上記イ～カについては、総会資料やお手持ちの様式でも可です。

※書類はつがる市ホームページからもダウンロード可能です。

#### (3) 認定通知証の交付

認定申請に基づいて要件の確認を行い認定した団体には、「社会教育関係団体認定通知書」を交付します。

#### (4) 認定の有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（規則第5条に基づく）

#### (5) 届出

次のいずれかに該当するときは、教育委員会に届出なければなりません。

- ア 社会教育関係団体認定申請書記載事項に変更があったとき
- イ 解散するとき

#### (6) 認定の取消し

次のいずれかに該当すると教育委員会が認めた場合、認定を取消すことがあります。

- ア 認定基準に該当しないとき
- イ 解散又は消滅したとき
- ウ その他認定に不適合であるとき

(7) 減免率は次のとおりです。

公民館	減免率
教育委員会が認定した社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を行うために使用するとき。	使用料の 100 分の 90
生涯学習交流センター「松の館」	
市内の社会教育関係団体及び文化活動団体が、それぞれの事業や活動に使用する場合	使用料の半額
体育館・運動場	
教育委員会が認定した社会教育関係団体が、事業を行うために使用するとき。	使用料の 100 分の 80 (令和 5 年度)
	使用料の 100 分の 70 (令和 6 年度)
	使用料の 100 分の 60 (令和 7 年度)
	使用料の 100 分の 50 (令和 8 年度)

※認定された団体にあっても、使用目的により上記減免率が適用されない場合があります。

問い合わせ先 つがる市教育委員会 教育部 社会教育スポーツ課

TEL 0173-49-1200